

指定訪問介護事業所 管理者各位
指定通所介護事業所 管理者各位
指定地域密着型通所介護 管理者各位
指定介護予防支援事業所 管理者各位
指定居宅介護支援事業所 管理者各位

横浜市健康福祉局高齢在宅支援課長 水野 直樹

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス価格の改定について（通知）

日頃から、横浜市政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス及び介護予防ケアマネジメントのサービス価格については、「国が定める額」を勘案して、市町村が定めることとされており、本市では、「国が定める額」を基本として定めています。

また、緩和した基準によるサービス（横浜市訪問型生活援助サービス（サービスA））のサービス価格は、市町村が独自に定めるものであり、本市では、訪問介護相当サービスの基本報酬の 90%としています。

今回、「国が定める額」が改定されたことを踏まえ、サービス価格の改定を行います。

1 改定後のサービス価格について

別添「横浜市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表」をご参照ください。

2 サービスコード表及び単位数表マスタのホームページ掲載について

横浜市ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてご利用いただくようお願いします。

掲載場所

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）関連>サービスコード表・単位数表マスタ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/servicecode.html>

3 改定時期

令和 3 年 4 月提供分から

4 留意事項

(1) 同一建物減算について

訪問介護相当サービス（A2）及び通所介護相当サービス（A6）において同一建物減算を算定する場合、支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前の所定単位数を用いることとなりました。

それに伴い、訪問介護相当サービス（A2）においては、算定の方法が変更になりますのでご注意ください。

なお、訪問型生活援助サービス（A3）においては、システム対応が困難なため、同一建物減算を算定する場合であっても、支給限度基準額の算定にあたっては、引き続き減算後の所定単位数を用いることとします。

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について

訪問介護相当サービス（A2）及び通所介護相当サービス（A6）における介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）は、令和3年3月31日で廃止となりました。経過措置として、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、令和4年3月31日までの間、同加算を算定することができます。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る上乘せについて

訪問介護相当サービス（A2）、訪問型生活援助サービス（A3）、通所介護相当サービス（A6）及び介護予防ケアマネジメント（AF）については、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月30日までの間は、基本報酬の1/1,000を上乘せします。

(4) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止について

介護予防ケアマネジメント（AF）における介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算については、令和3年3月31日で廃止となりました。

5 添付資料

横浜市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表

担当：健康福祉局高齢在宅支援課 総合事業担当
電話 045-671-2405 FAX 045-550-3612

1 横浜市訪問介護相当サービス(独自) サービスコード表

横浜市訪問介護相当サービス指定事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		1,176単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		2,349単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		3,727単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) ※1月につき4回まで	268	1回につき	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者、要支援1・2 (20分未満) ※1月につき22回まで	167		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		基本報酬の1/1000上乗せ		

※介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目です。

※訪問型独自サービス同一建物減算を算定する場合であっても、支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前の所定単位数を用います。

※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)は、令和3年3月31日で廃止します。経過措置として、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、令和4年3月31日までの間、同加算を算定することができます。

※令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、基本報酬の1/1,000を上乗せします。

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表

(1) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、自己負担1割・給付率90%の利用者に使用します。

【自己負担1割・給付率90%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1111	生活援助サービスⅠ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	90%	1,058	1月につき	
A3	1113	生活援助サービスⅠ・同一		1,058単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	90%		952
A3	1116	生活援助サービスⅠ日割		35単位	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	90%	35	1日につき
A3	1118	生活援助サービスⅠ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	90%	32	
A3	1121	生活援助サービスⅡ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)	90%	2,114	1月につき	
A3	1123	生活援助サービスⅡ・同一		2,114単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	90%		1,903
A3	1126	生活援助サービスⅡ日割		69単位	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)	90%	69	1日につき
A3	1128	生活援助サービスⅡ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	90%	62	
A3	1131	生活援助サービスⅢ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	90%	3,354	1月につき	
A3	1133	生活援助サービスⅢ・同一		3,354単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	90%		3,019
A3	1136	生活援助サービスⅢ日割		111単位	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	90%	111	1日につき
A3	1138	生活援助サービスⅢ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	90%	100	
A3	1141	生活援助サービスⅣ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	90%	241	1回につき	
A3	1143	生活援助サービスⅣ・同一		※1月につき4回まで 241単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	90%		217
A3	1101	生活援助サービス初回加算	初回加算		200単位加算	90%	200	1月につき
A3	1151	生活援助サービス令和3年9月30日 までの上乗せ分1	新型コロナウイルス感染症への対応 (基本報酬の 1/1000 上乗せ)		1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計が 1~1,499単位の場合	90%	1	
A3	1152	生活援助サービス令和3年9月30日 までの上乗せ分2			1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計が 1,500~2,499単位の場合	90%	2	
A3	1153	生活援助サービス令和3年9月30日 までの上乗せ分3			1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計が 2,500~3,499単位の場合	90%	3	

※令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計の1/1,000を上乗せします。1月の基本報酬の合計に応じて、「A3 1151」「A3 1152」「A3 1153」のいずれかを算定します。

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表

(2) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、自己負担2割・給付率80%の利用者に使用します。

【自己負担2割・給付率80%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1211	生活援助サービスⅠ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	80%	1,058	1月につき	
A3	1213	生活援助サービスⅠ・同一		1,058単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	80%		952
A3	1216	生活援助サービスⅠ日割		事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		80%	35	1日につき
A3	1218	生活援助サービスⅠ日割・同一	35単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	80%	32		
A3	1221	生活援助サービスⅡ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)	80%	2,114	1月につき	
A3	1223	生活援助サービスⅡ・同一		2,114単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	80%		1,903
A3	1226	生活援助サービスⅡ日割		事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)		80%	69	1日につき
A3	1228	生活援助サービスⅡ日割・同一	69単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	80%	62		
A3	1231	生活援助サービスⅢ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	80%	3,354	1月につき	
A3	1233	生活援助サービスⅢ・同一		3,354単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	80%		3,019
A3	1236	生活援助サービスⅢ日割		事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)		80%	111	1日につき
A3	1238	生活援助サービスⅢ日割・同一	111単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	80%	100		
A3	1241	生活援助サービスⅣ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	80%	241	1回につき	
A3	1243	生活援助サービスⅣ・同一		※1月につき4回まで 241単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	80%		217
A3	1201	生活援助サービス初回加算	初回加算		200単位加算	80%	200	1月につき
A3	1251	生活援助サービス令和3年9月30日 までの上乗せ分1	新型コロナウイルス感染症への対応 (基本報酬の 1/1000 上乗せ)		1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計が 1~1,499単位の場合	80%	1	
A3	1252	生活援助サービス令和3年9月30日 までの上乗せ分2			1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計が 1,500~2,499単位の場合	80%	2	
A3	1253	生活援助サービス令和3年9月30日 までの上乗せ分3			1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計が 2,500~3,499単位の場合	80%	3	

※令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計の1/1,000を上乗せします。1月の基本報酬の合計に応じて、「A3 1251」「A3 1252」「A3 1253」のいずれかを算定します。

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表

(3) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、自己負担3割・給付率70%の利用者に使用します。

【自己負担3割・給付率70%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A3	1311	生活援助サービスⅠ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		70%	1,058	1月につき	
A3	1313	生活援助サービスⅠ・同一		1,058単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	70%	952		
A3	1316	生活援助サービスⅠ日割		35単位	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		70%	35	1日につき
A3	1318	生活援助サービスⅠ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	70%	32		
A3	1321	生活援助サービスⅡ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)		70%	2,114	1月につき	
A3	1323	生活援助サービスⅡ・同一		2,114単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	70%	1,903		
A3	1326	生活援助サービスⅡ日割		69単位	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)		70%	69	1日につき
A3	1328	生活援助サービスⅡ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	70%	62		
A3	1331	生活援助サービスⅢ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)		70%	3,354	1月につき	
A3	1333	生活援助サービスⅢ・同一		3,354単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	70%	3,019		
A3	1336	生活援助サービスⅢ日割		111単位	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)		70%	111	1日につき
A3	1338	生活援助サービスⅢ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	70%	100		
A3	1341	生活援助サービスⅣ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		70%	241	1回につき	
A3	1343	生活援助サービスⅣ・同一		※1月につき4回まで 241単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	70%	217		
A3	1301	生活援助サービス初回加算	初回加算		200単位加算	70%	200	1月につき	
A3	1351	生活援助サービス令和3年9月30日 までの上乗せ分1	新型コロナウイルス感染症への対応 (基本報酬の 1/1000 上乗せ)		1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計が 1~1,499単位の場合	70%	1		
A3	1352	生活援助サービス令和3年9月30日 までの上乗せ分2			1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計が 1,500~2,499単位の場合	70%	2		
A3	1353	生活援助サービス令和3年9月30日 までの上乗せ分3			1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計が 2,500~3,499単位の場合	70%	3		

※令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計の1/1,000を上乗せします。1月の基本報酬の合計に応じて、「A3 1351」「A3 1352」「A3 1353」のいずれかを算定します。

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表

(4) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、給付率100%の介護保険利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けた利用者に使用します。

【災害減免等・給付率100%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1611	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(週1回程度) (独自)(Ⅰ)	100%	1,058	1月につき	
A3	1613	生活援助サービスⅠ・同一	1,058単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	952		
A3	1616	生活援助サービスⅠ日割	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	100%	35	1日につき	
A3	1618	生活援助サービスⅠ日割・同一	35単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	32		
A3	1621	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(週2回程度) (独自)(Ⅱ)	100%	2,114	1月につき	
A3	1623	生活援助サービスⅡ・同一	2,114単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	1,903		
A3	1626	生活援助サービスⅡ日割	事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	100%	69	1日につき	
A3	1628	生活援助サービスⅡ日割・同一	69単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	62		
A3	1631	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(週2回を超える程度) (独自)(Ⅲ)	100%	3,354	1月につき	
A3	1633	生活援助サービスⅢ・同一	3,354単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	3,019		
A3	1636	生活援助サービスⅢ日割	事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)	100%	111	1日につき	
A3	1638	生活援助サービスⅢ日割・同一	111単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	100		
A3	1641	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(週1回程度) (独自)(Ⅳ) ※1月につき4回まで	100%	241	1回につき	
A3	1643	生活援助サービスⅣ・同一	241単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	217		
A3	1601	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	100%	200	1月につき
A3	1651	生活援助サービス令和3年9月30日までの上乗せ分1	新型コロナウイルス感染症への対応(基本報酬の1/1000上乗せ)	1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計が1~1,499単位の場合	100%	1	
A3	1652	生活援助サービス令和3年9月30日までの上乗せ分2		1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計が1,500~2,499単位の場合	100%	2	
A3	1653	生活援助サービス令和3年9月30日までの上乗せ分3		1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計が2,500~3,499単位の場合	100%	3	

※令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計の1/1,000を上乗せします。1月の基本報酬の合計に応じて、「A3 1651」「A3 1652」「A3 1653」のいずれかを算定します。

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表

(5) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、給付率97%の介護保険利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けた利用者に使用します。

【災害減免等・給付率97%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1711	生活援助サービスⅠ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		97%	1,058	1月につき
A3	1713	生活援助サービスⅠ・同一		1,058単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	97%	952	
A3	1716	生活援助サービスⅠ日割		事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		97%	35	1日につき
A3	1718	生活援助サービスⅠ日割・同一		35単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	97%	32	
A3	1721	生活援助サービスⅡ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)		97%	2,114	1月につき
A3	1723	生活援助サービスⅡ・同一		2,114単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	97%	1,903	
A3	1726	生活援助サービスⅡ日割		事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)		97%	69	1日につき
A3	1728	生活援助サービスⅡ日割・同一		69単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	97%	62	
A3	1731	生活援助サービスⅢ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)		97%	3,354	1月につき
A3	1733	生活援助サービスⅢ・同一		3,354単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	97%	3,019	
A3	1736	生活援助サービスⅢ日割		事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)		97%	111	1日につき
A3	1738	生活援助サービスⅢ日割・同一		111単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	97%	100	
A3	1741	生活援助サービスⅣ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		97%	241	1回につき
A3	1743	生活援助サービスⅣ・同一		※1月につき4回まで 241単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	97%	217	
A3	1701	生活援助サービス初回加算	初回加算		200単位加算	97%	200	1月につき
A3	1751	生活援助サービス令和3年9月30日 までの上乗せ分1	新型コロナウイルス感染症への対応 (基本報酬の 1/1000 上乗せ)		1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計が 1~1,499単位の場合	97%	1	
A3	1752	生活援助サービス令和3年9月30日 までの上乗せ分2			1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計が 1,500~2,499単位の場合	97%	2	
A3	1753	生活援助サービス令和3年9月30日 までの上乗せ分3			1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計が 2,500~3,499単位の場合	97%	3	

※令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計の1/1,000を上乗せします。1月の基本報酬の合計に応じて、「A3 1751」「A3 1752」「A3 1753」のいずれかを算定します。

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表

(6) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、給付率95%の介護保険利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けた利用者に使用します。

【災害減免等・給付率95%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A3	1811	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(週1回程度) (独自)(Ⅰ)	95%	1,058	1月につき
A3	1813	生活援助サービスⅠ・同一	1,058単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	952	
A3	1816	生活援助サービスⅠ日割	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	95%	35	1日につき
A3	1818	生活援助サービスⅠ日割・同一	35単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	32	
A3	1821	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(週2回程度) (独自)(Ⅱ)	95%	2,114	1月につき
A3	1823	生活援助サービスⅡ・同一	2,114単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	1,903	
A3	1826	生活援助サービスⅡ日割	事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	95%	69	1日につき
A3	1828	生活援助サービスⅡ日割・同一	69単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	62	
A3	1831	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(週2回を超える程度) (独自)(Ⅲ)	95%	3,354	1月につき
A3	1833	生活援助サービスⅢ・同一	3,354単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	3,019	
A3	1836	生活援助サービスⅢ日割	事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)	95%	111	1日につき
A3	1838	生活援助サービスⅢ日割・同一	111単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	100	
A3	1841	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(週1回程度) (独自)(Ⅳ) ※1月につき4回まで	95%	241	1回につき
A3	1843	生活援助サービスⅣ・同一	241単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	217	
A3	1801	生活援助サービス初回加算	初回加算	95%	200	1月につき
A3	1851	生活援助サービス令和3年9月30日までの上乗せ分1	新型コロナウイルス感染症への対応(基本報酬の1/1000上乗せ)	95%	1	1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計が1~1,499単位の場合
A3	1852	生活援助サービス令和3年9月30日までの上乗せ分2		95%	2	1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計が1,500~2,499単位の場合
A3	1853	生活援助サービス令和3年9月30日までの上乗せ分3		95%	3	1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計が2,500~3,499単位の場合

※令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、1月の基本報酬(同一建物減算後、初回加算を含まない)の合計の1/1,000を上乗せします。1月の基本報酬の合計に応じて、「A3 1851」「A3 1852」「A3 1853」のいずれかを算定します。

3 横浜市通所介護相当サービス(独自) サービスコード表

横浜市通所介護相当サービスの事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス1	通所型 サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)		1,672単位	1,672	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス1日割				55単位	55	1日につき	
A6	1221	通所型独自サービス/22		要支援2(週1回程度)		1,672単位	1,672	1月につき	
A6	1222	通所型独自サービス/22日割				55単位	55	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者、要支援2(週2回程度)		3,428単位	3,428	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス2日割				113単位	113	1日につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から 利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者、要支援1(週1回程度)		376単位減算	-376	1月につき	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		要支援2(週1回程度)		376単位減算	-376		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者、要支援2(週2回程度)		752単位減算	-752		
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100			
A6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算/2				100			
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	225			
A6	5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算/2				225			
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240			
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2				240			
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算		50単位加算	50			
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/2				50			
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算		200単位加算	200			
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2				200			
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向 上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150		
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/2					150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160		
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/2					160		
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	選択的サー ビス複数実 施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善		480単位加算	480	
A6	5016	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/21						480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上		480単位加算	480	
A6	5017	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/22					480		
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算	480		
A6	5018	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/23					480		
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ	(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700単位加算	700		
A6	5019	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ/2					700		
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120			
A6	5015	通所型独自サービス事業所評価加算/2				120			
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ1	サービス提 供体制強化 加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者、要支援1(週1回程度)		88単位加算	88	
A6	6022	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/22			要支援2(週1回程度)		88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2			事業対象者、要支援2(週2回程度)		176単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者、要支援1(週1回程度)		72単位加算	72		
A6	6128	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22		要支援2(週1回程度)		72単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2		事業対象者、要支援2(週2回程度)		144単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ1	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者、要支援1(週1回程度)		24単位加算	24		
A6	6124	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/22		要支援2(週1回程度)		24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ2		事業対象者、要支援2(週2回程度)		48単位加算	48		

(次頁に続く)

A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	1月につき
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2				100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算ⅡⅠ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2Ⅰ				200	
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算ⅡⅡ				100	
A6	4013	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2Ⅱ		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/2				20	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/2				5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/2				40	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算		
A6	8310	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		基本報酬の 1/1000 上乗せ		

※サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目です。
 ※通所型独自サービス同一建物減算を算定する場合であっても、支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前の所定単位数を用います。
 ※「/2」の加算のコードは、「要支援2(週1回程度)」に使用するものです。
 ※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)は、令和3年3月31日で廃止します。経過措置として、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、令和4年3月31日までの間、同加算を算定することができます。
 ※令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、基本報酬の1/1,000を上乗せします。

定員超過の場合

A6	8001	通所型独自サービス1・定超	通所型 サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,672単位	定員超過の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			55単位		39	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超		要支援2(週1回程度)	1,672単位		1,170	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超			55単位		39	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,428単位		2,400	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			113単位		79	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	通所型 サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,672単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			55単位		39	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス/22・人欠		要支援2(週1回程度)	1,672単位		1,170	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/22日割・人欠			55単位		39	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,428単位		2,400	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			113単位		79	1日につき

4 横浜市介護予防ケアマネジメント サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA(千分の1の上乗せ分を含む)	介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2	439単位	1月につき	
AF	1002	初回加算(介護予防ケアマネジメントA)	初回加算	事業対象者、要支援1・2	300単位加算		
AF	1004	委託連携加算(介護予防ケアマネジメントA)	委託連携加算	事業対象者、要支援1・2	300単位加算		
AF	1021	介護予防ケアマネジメントC・初回(千分の1の上乗せ分を含む)	初回のみ介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	439単位		

※予防給付のサービスを利用する場合は、介護予防支援費になりますので、「介護予防支援サービスコード」を使用します。

※令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、基本報酬の1/1,000を上乗せします。上乗せ分の単位数は、「1001」「1021」の合成単位数にあらかじめ含んでいます。